

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 12 月（一部令和 5 年 7 月、9 月及び 11 月に実施したものを含む）に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和6年1月26日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、8 機関	
教育委員会	98 機関のうち、7 機関	
公安委員会	60 機関のうち、1 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、1 機関	計 385 機関のうち、17 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり8機関において4件の指摘事項及び14件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	清流の国推進部	地域スポーツ課	7月28日	書面	-	-	-	6月23日(書面)
2	環境生活部	図書館	12月7日	実地	-	1	-	11月1日(実地)
3	商工労働部	セラミックス研究所	12月11日	実地	-	-	-	11月8日(実地)
4	観光国際部	岐阜関ヶ原古戦場記念館	12月8日	実地	-	-	-	10月27日(実地)
5	農政部	西濃農林事務所	12月12日	実地	-	1	-	11月13日~14日(実地)
6		中濃農林事務所	12月5日	実地	-	-	-	10月19日~20日(実地)
7	県土整備部	東海環状自動車道事務所	12月8日	実地	-	-	-	11月6日~7日(実地)
8	県事務所	西濃県事務所	12月12日	実地	2	1	-	11月9日(実地)
9	教育委員会	岐阜教育事務所	12月22日	実地	-	-	-	10月6日(実地)
10		岐南工業高等学校	12月7日	実地	-	2	-	11月1日(実地)

11	教育委員会	東濃高等学校	9月26日	書面	-	4	-	6月16日(実地)
12		東濃フロンティア高等学校	12月11日	実地	1	1	-	11月8日(実地)
13		岐阜清流高等特別支援学校	11月29日	書面	-	-	-	9月7日(書面)
14		羽島特別支援学校	12月7日	実地	-	2	-	10月10日(書面)
15		東濃特別支援学校	12月11日	実地	-	-	-	11月9日(実地)
16	公安委員会	垂井警察署	11月29日	書面	1	2	-	9月7日(書面)
17	その他	選挙管理委員会西濃地方事務局	12月12日	実地	-	-	-	11月9日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数：8機関				4件	14件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
図書館	指導事項	物品の管理事務において、DVD/LDコンパチブルプレイヤー1台(取得価格76,482円)を亡失していたので、物品の適正な管理について一層の徹底を図られたい。
西濃農林事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料149,600円が支払われるとともに、1台が交換対応(取得価格119,229円)となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
西濃県事務所	指摘事項	生活保護法等の規定により県が支弁した保護費等については生活扶助費等国庫負担金の算定対象となっている。 実績報告に基づいた当該国庫負担金の精算において、納付指導等の適切な債権管理を行った生活保護法第63条による返還金及び同法第78条による徴収金等に係る不納欠損額についても国庫負担金の算定対象とされている。 しかし、生活保護法に基づく返還金等の債権に係る収入事務において、令和3年度及び令和4年度に不納欠損した計4件1,278,295円については、納付指導等の適切な債権管理を行うことなく、時効の完成をもって不納欠損としており、当該国庫負担金の算定対象外となっていたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料9,515円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,200円の費用負担が発生するとともに、修繕料661,771円(うち相手方負担分595,594円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐南工業高等学校	指導事項	自動販売機設置に係る3件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに

		措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料31,989円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃高等学校	指導事項	県立高等学校における証明書交付手数料に係る収入証紙による収入事務において、過剰納付納入者（1名1,700円）承諾の記載に承諾印又は署名がなされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	東濃高等学校空調機器更新改修工事に係る検査事務において、業務が完了した旨の通知を受けた日から14日以内の日に行わなければならない完了検査が遅延していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃フロンティア高等学校	指摘事項	個人事業主に対する東濃フロンティア高グラウンド照明LED化工事の設計委託業務に係る支出事務において、源泉所得税及び復興特別所得税を源泉徴収すべきところ、これを行ってなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
羽島特別支援学校	指導事項	公務中にデスクトップ型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にグランドピアノを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,500円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
垂井警察署	指摘事項	垂井警察署関ヶ原交番回転灯取替補修工事ほか14件に係る契約事務において、予定価格の算定に当たり、共通費に含まれている法定福利費を別途計上したため、予定価格が過大なものとなったまま業者を決定し、随意契約を締結していた。このうち5件については、契約金額及び支出額が適正に算定した場合の予定価格に比べ計77,660円過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	垂井警察署関ヶ原交番非常警報器取替補修工事ほか2件に係る支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、徴収した見積書の日付を支出負担行為整理日としていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に全自動印刷機を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料63,250円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

